
今月のテーマ 贈与税の配偶者控除

先月の Higuchi-Tax News で取り上げましたように、今年度においては抜本的な税制改正は見送られましたが、来年度以降における相続税の増税はもはや避けられないと考えます。そこで今月は相続税の節税対策としても有効な贈与税の配偶者控除についてご紹介します。

1. 贈与税の配偶者控除とは

婚姻期間が20年以上である夫婦において、その配偶者から、自宅の建物又はその敷地や自宅を購入するための資金の贈与を受けた場合には、その建物と土地の価額又は購入資金が2,000万円までは贈与税がかかりません。そして、贈与税の基礎控除額（暦年課税110万円）を含めれば、最大2,110万円まで贈与税がかかりません。なお、この規定は同一夫婦間で1度しか適用が受けられません。また適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告をする必要があります。

2. 対象財産

- 国内にある専ら居住の用に供する土地（借地権を含む）又は家屋（以下「居住用不動産」といいます。）で、贈与を受けた年の翌年3月15日まで受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続いて居住の用に供する見込みであるもの
- 居住用不動産を取得するための金銭で、その金銭の贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住用不動産の取得に充て、かつ、その取得した居住用不動産をその3月15日までに受贈者の居住の用に供し、その後引き続いて居住の用に供する見込みであるもの

したがって、次のような場合も適用対象となります。

- ・家屋のみ又は土地のみの贈与
- ・家屋又は土地の持分の贈与（つまり、夫婦共有にすること）
- ・店舗兼住宅のうち居住部分の贈与

3. メリット

- 節税対策として生前贈与
相続開始前に行う生前贈与として、2,000万円の財産を無税で財産を移転することが可能です。ただし、移転先は同一世代である配偶者に限られますので、上手に利用しないと配偶者に相続が発生した際に相続税が課税され、節税にならないこととなります。
- 相続開始前3年以内の贈与加算の適用について
相続等により財産を取得した者が、その相続開始前3年以内にその被相続人からの贈与により財産を取得している場合には、その贈与により取得した財産については相続税がかかることとなります。この規定は相続前に相続税の課税を回避するために駆け込みの生前贈与を防ぐための規定です。
しかし、この贈与税の配偶者控除を適用している場合には、その適用を受けた財産については、贈与税の配偶者控除額を控除したところで相続税を計算します。したがって、駆け込みで生前贈与をした場合であっても贈与税の配偶者控除の2,000万円までは相続税がかからないこととなります。
- 居住用財産の3,000万円の特別控除のダブル適用
上記で説明しましたように、配偶者に対する贈与により居住用不動産を共有にすることができますので、その夫婦で共有した居住用不動産を売却した場合には、夫婦それぞれの居住用不動産の売却益から3,000万円の特別控除ができますので、売却益が合計6,000万円までは譲渡所得税がかかりません。
ただし、この3,000万円の特別控除の適用を受けるためには、家屋の売却又は家屋と共にする土地の売却に限られますので、贈与税の配偶者控除を適用して贈与をする際には、建物の贈与を行っておくことが必要です。